

議会議案第8号

地方議会議員年金制度の廃止に関する意見書の提出について

地方議会議員年金制度の廃止に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成22年12月16日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 鎌倉市議会議員 | 三宅真里 |
| 賛成者 | 同 | 上石川敦子 |
| | 同 | 上太田治代 |
| | 同 | 上石川寿美 |

地方議会議員年金制度の廃止に関する意見書

総務省は12月3日、地方議員年金制度の廃止法案を2011年の通常国会に提出する方針を明らかにした。廃止時期は2011年6月1日とし、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な財源は地方公共団体が公費で負担することとしている。

地方議会議員年金の積立金は2011年に枯渇し、制度廃止に伴い、自治体による受給資格者への年金支給などの保障措置に、新たに最大1兆3600億円の自治体側負担が必要であると報じられている。

現在、国・地方ともに財政状況が厳しい中で、巨額の公費投入は、制度破綻の責任を市民・国民に負わせることになり、理解は得られないものとする。

よって、国におかれては、議員年金制度廃止に当たっては、可能な限り公費負担を抑える方策と国民の年金に対する不安解消を図るため、公的年金の一元化への措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

鎌 倉 市 議 会